

板橋区国民健康保険料減免処理要綱

(平成20年4月1日 区長決定)

(令和元年9月20日 一部改正)

(目的)

第1条 この要綱は、東京都板橋区国民健康保険条例（昭和34年板橋区条例第22号）第24条第1項第1号に規定する者の保険料の減免について、特別区国民健康保険事業の調整に関する共通事項第20に基づき定められた、特別区国民健康保険料の徴収猶予及び減免の取扱いに関する基準（以下「共通基準」という。）を基に取扱基準を定め、その運用の公正を図ることを目的とする。

(用語)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実収月額 給与収入の場合は、当該世帯の世帯員全員の基本給、家族手当、地域手当、通勤手当等の給与額に、恩給、年金、家賃、間代、仕送り、その他収入を合算した額から、所得税、住民税、健康保険料（船員保険及び共済組合等の保険料を含む。ただし、国民健康保険料を除く。）、介護保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、労働組合費、通勤費等の合算額を控除した額をいう。
- (2) 基準生活費 当該世帯及び世帯員について、共通基準の別表で定められた各基準額を合算した額をいう。

(対象)

第3条 区長は、保険料の納付義務者がその利用し得る資産、能力の活用を図ったにもかかわらず、次の各号のいずれかに該当したことにより、著しくその生活が困難となった場合において必要と認めるときは、その者の申請により保険料を減免することができるものとする。

- (1) 納付義務者が、その資産について、震災、風水害、火災、その他これに類する災害により資産に重大なる損害を受け、又はその資産を盗まれたとき。
- (2) 納付義務者が、事業又は業務の休廃止、失業により収入が著しく減少したとき。
- (3) 納付義務者が、事業又は業務について重大な損害を受けたとき。
- (4) 少年院その他これらに準ずる施設に収容されたとき及び監獄・労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されたとき。
- (5) 前各号に掲げる事由に類する事由があったとき。

2 前項における能力の活用は、世帯のうち、労働力を有する者は労働に従事していること及び公私の負担又は援助を受けることができる者はこれらを受けていることにより認定する。ただし、労働に従事していないことについて、疾病又は負傷による入院又は加療中である等、やむを得ない事情があるときはこの限りではない。

(減免基準)

第4条 保険料の減免額は次の各号に定めるものとする。

- (1) 納付義務者の属する世帯の実収月額と基準生活費を対比し、次の算式により算出した額を、減免できるものとする。

実収月額－基準生活費＝保険料充当額

保険料賦課額－保険料充当額＝保険料を減額する額

実収月額≤基準生活費→保険料免除

減免は、その申請を受けた月から当該年度の最終納期を限度として、6か月以内の期間を限り適用するものとする。ただし、生活困窮程度が著しく、回復の見込みが遅いと認められるもので、特に必要とするときは、最初の申請の翌日から起算して6か月以内に再度の申請を行うことにより、1回に限り、さらに6か月以内の期間を限り、再度の申請を受けた月から当該年度の最終納期を限度として、減免を行うことができるものとする。

- (2) 納付義務者が、火災、風水害等の災害により、居住する家屋に3割以上の被害を受けたとき、又は床上以上の浸水被害を受けたときは、1か月分を限度として減免することができるものとする。
- (3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第59条の規定による申請の場合の減免は、法第59条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月から同条各号のいずれにも該当しなくなった日の属する月の前月までの期間における保険料の全額を減免することができるものとする。ただし、法第59条各号に掲げる施設に入所した月と同一の月に当該施設を退所した場合は、減免を行わない。

(申請の手続)

第5条 第3条第1項第1号から第3号まで及び第5号の規定により保険料の減免を受けようとする納付義務者は、東京都板橋区国民健康保険条例施行規則（昭和34年板橋区規則第6号。以下「施行規則」という。）第15条第1項に規定する国民健康保険料減額免除申請書（様式第16号）に、次の書類を添付して、納期限7日前までに提出しなければならない。ただし、特別な事情により区長が認めた場合、提出の期限はこの限りでない。

- (1) 給与証明書及び給与外収入証明書
- (2) 収入（年金、仕送り等を含む。）・無収入申告書
- (3) 地代・家賃証明書又は賃貸借契約書
- (4) 預貯金通帳・生命保険証書の写し（資産状況の分かるもの）
- (5) 失業、廃業又は業務損害を証明する書類
- (6) 罹災証明書
- (7) その他必要と認められる証明書

2 第3条第1項第4号の保険料の減免を受けようとする納付義務者は、施行規則第15条第1項に規定する国民健康保険料減額免除申請書（様式第16号）に、次の書類を添付して、施設入所中又は退所後に、提出しなければならない。

(1) 法第59条に定める施設に収容されていた期間を証明する書類

(2) その他必要と認められる証明書

3 保険料の減免の決定は、法第110条の2の規定により当該年度における最初の保険料の納期の翌日から起算して2年を経過した日以降においては、することができないものとする。

(処 理)

第6条 区長は、前条の申請を受理した場合は、実態調査等により、納付義務者の属する世帯の生活実態を確実に把握して、保険料の負担能力を適正に判断し、申請の事由が事実と相違ないことを確認するものとする。

(決定後の手続)

第7条 区長は、保険料の減免を決定したときは、施行規則第15条第2項に規定する国民健康保険料減額免除決定通知書(様式第17号)により、不相当と認めたときは、同項に規定する国民健康保険料減額免除徴収猶予非該当通知書(様式第18号)により、すみやかに当該納付義務者に通知するものとする。

(減免措置の取消)

第8条 区長は、いつわりの申請、その他不正の行為により保険料の減免措置を受けた者があった場合において、これを発見したときは、直ちにその措置を取り消すことができるものとする。この場合において、区長は遅滞なくこの旨を当該納付義務者に通知するとともに、減免により徴収を免れた保険料を当該納付義務者から徴収するものとする。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付則

この一部改正は、令和元年11月1日から施行する。